

第436回 東京地方最低賃金審議会

議 事 次 第

令和5年8月23日(水) 午前11時～
九段第3合同庁舎11階共用会議室1-1、1-2

1 開 会

2 議 事

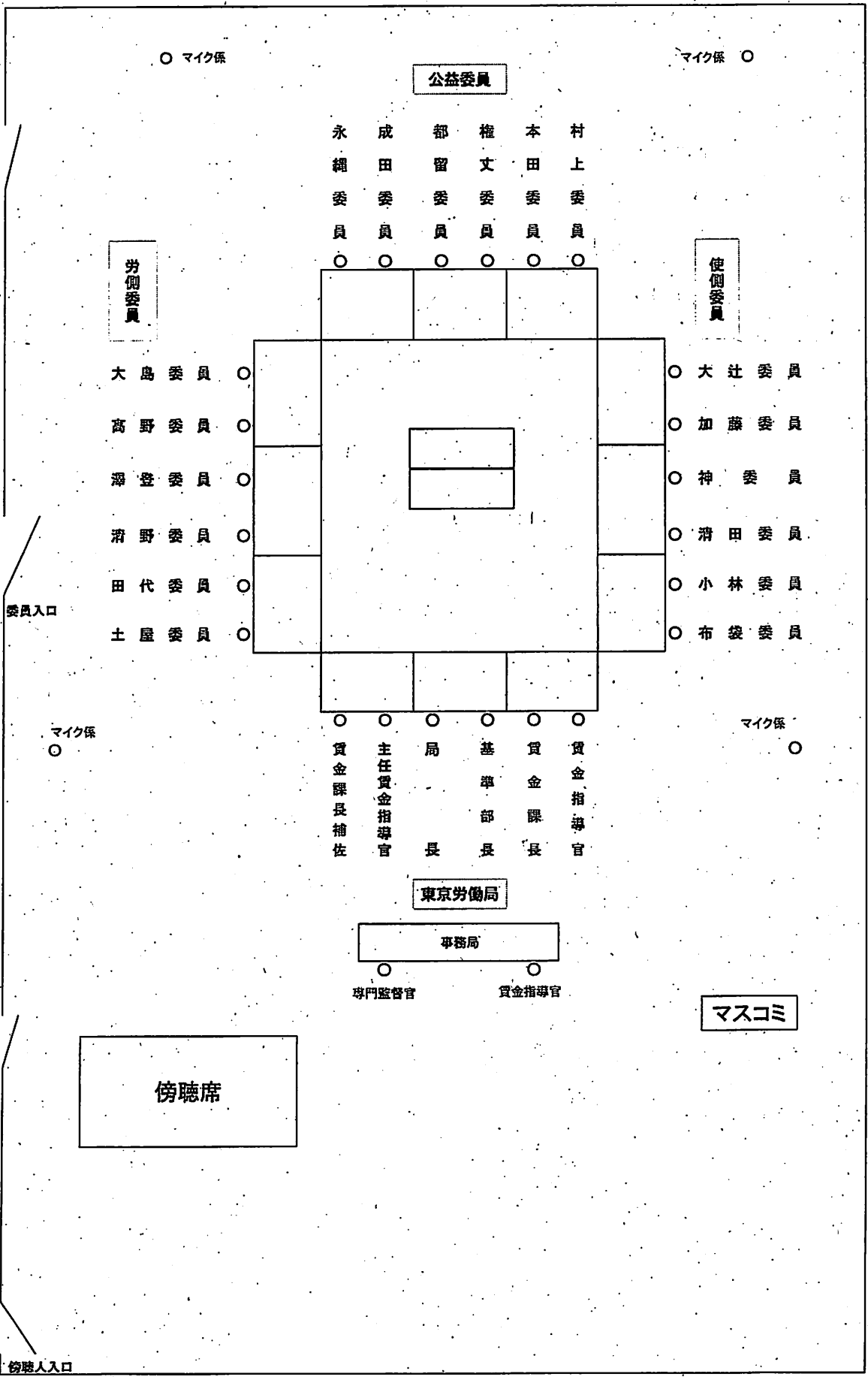
(1) 東京地方最低賃金審議会の意見に対する異議申出について

(2) その他

3 閉 会

第436回 東京地方最低賃金審議会

11階 共用会議室1-1.1-2 (8月23日(水)午前11時-正午)



公益控室 賃金相談室(13F) 労働控室 共用会議室2-1(11F) 使側控室 共用会議室3-1(11F)

第436回 東京地方最低賃金審議会

資料目次

- 資料1 東京地方最低賃金審議会の意見に関する公示
(令和5年8月7日 東京労働局一般公示第223号) ……1
- 資料2 東京地方最低賃金審議会の意見に対する異議申出書一覧 ……5
- 資料3 東京地方最低賃金審議会の意見に対する異議申出書(写) ……11

東京地方最低賃金審議会の意見に関する公示



東京地方最低賃金審議会の意見に関する公示

東京労働局一般公示第 223 号

令和 5 年 8 月 7 日東京地方最低賃金審議会から東京都最低賃金の改正決定について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、東京都の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であつて、当該最低賃金の改正決定に異議があるものは、同法第 11 条第 2 項の規定に基づき令和 5 年 8 月 22 日までに東京労働局長あて（東京都千代田区九段南 1 丁目 2 番 1 号 九段第 3 合同庁舎）異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

令和 5 年 8 月 7 日

東京労働局長 辻 田 博

記

東京都最低賃金の改正決定に係る東京地方最低賃金審議会の意見の要旨

東京都最低賃金を次のように定めること。

- 1 適用する地域
東京都の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1 時間 1, 113 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり

東京地方最低賃金審議会の意見に対する
異議申出書一覧

東京地方最低賃金審議会の意見に対する異議申出書一覧

作成日順に記載

1	J M I T U 東京地方本部	令和 5 年 8 月 7 日作成
2	練馬区労働組合総連合	令和 5 年 8 月 7 日作成
3	江戸川区労働組合総連合	令和 5 年 8 月 8 日作成
4	コミュニティユニオン東京	令和 5 年 8 月 8 日作成
5	コミュニティユニオン東京江戸川支部	令和 5 年 8 月 8 日作成
6	東京都教職員組合	令和 5 年 8 月 8 日作成
7	東京土建一般労働組合足立支部	令和 5 年 8 月 8 日作成
8	東京土建一般労働組合荒川支部	令和 5 年 8 月 8 日作成
9	東京土建一般労働組合板橋支部	令和 5 年 8 月 8 日作成
10	東京土建一般労働組合北支部	令和 5 年 8 月 8 日作成
11	東京土建一般労働組合新宿支部	令和 5 年 8 月 8 日作成
12	東京土建一般労働組合西多摩支部	令和 5 年 8 月 8 日作成
13	東京土建一般労働組合町田支部	令和 5 年 8 月 8 日作成
14	東京土建一般労働組合三鷹武蔵野支部	令和 5 年 8 月 8 日作成
15	東京土建一般労働組合港支部	令和 5 年 8 月 8 日作成
16	東京土建一般労働組合村山大和支部	令和 5 年 8 月 8 日作成
17	東京土建一般労働組合目黒支部	令和 5 年 8 月 8 日作成
18	電機・情報ユニオン東京支部	令和 5 年 8 月 8 日作成
19	武藤睦美	令和 5 年 8 月 8 日作成
20	建交労神田支部東京CS分会	令和 5 年 8 月 9 日作成
21	建交労神田支部西神田分会	令和 5 年 8 月 9 日作成
22	東京春闘共闘会議	令和 5 年 8 月 9 日作成
23	東京地方労働組合評議会	令和 5 年 8 月 9 日作成
24	東京土建一般労働組合	令和 5 年 8 月 9 日作成
25	東京土建一般労働組合江東支部	令和 5 年 8 月 9 日作成
26	東京土建一般労働組合品川支部	令和 5 年 8 月 9 日作成
27	東京土建一般労働組合世田谷支部	令和 5 年 8 月 9 日作成
28	品川地区労働組合協議会	令和 5 年 8 月 10 日作成
29	世田谷区労働組合総連合	令和 5 年 8 月 10 日作成
30	東京都教職員組合 女性部	令和 5 年 8 月 10 日作成
31	東京土建一般労働組合小平東村山支部	令和 5 年 8 月 10 日作成

32	東京土建一般労働組合渋谷支部	令和5年8月10日作成
33	東京土建一般労働組合杉並支部	令和5年8月10日作成
34	東京土建一般労働組合墨田支部	令和5年8月10日作成
35	東京土建一般労働組合府中国立支部	令和5年8月10日作成
36	町田地区労働組合協議会	令和5年8月12日作成
37	国共病組虎の門病院支部	令和5年8月14日作成
38	東京土建一般労働組合足立支部	令和5年8月14日作成
39	平谷恵子	令和5年8月14日作成
40	目黒区労働組合総連合	令和5年8月14日作成
41	江東区労働組合総連合	令和5年8月15日作成
42	佐藤洋子	令和5年8月15日作成
43	新宿区労働組合総連合女性センター	令和5年8月15日作成
44	東京土建一般労働組合八王子支部	令和5年8月16日作成
45	墨田区労働組合総連合	令和5年8月16日作成
46	久保桂子	令和5年8月17日作成
47	コミュニティユニオン東京中野支部	令和5年8月17日作成
48	JMITU目黒地域支部	令和5年8月17日作成
49	地域労組せたがや	令和5年8月17日作成
50	自治労連特区連	令和5年8月17日作成
51	自治労連都職労	令和5年8月17日作成
52	東京自治体労働組合総連合 現議評議会	令和5年8月17日作成
53	東京自治労連	令和5年8月17日作成
54	東京自治労連女性部	令和5年8月17日作成
55	東京土建一般労働組合大田支部	令和5年8月17日作成
56	東京土建一般労働組合中野支部	令和5年8月17日作成
57	東京土建一般労働組合練馬支部	令和5年8月17日作成
58	東京民医連労働組合健友会支部	令和5年8月17日作成
59	中野区労働組合総連合	令和5年8月17日作成
60	ボトムアップ中野(最低賃金1500円を実現 する中野ネットワーク)	令和5年8月17日作成
61	目黒地区労働組合協議会	令和5年8月17日作成
62	結城裕子	令和5年8月17日作成
63	菊池友里	令和5年8月18日作成
64	東京地評女性センター	令和5年8月18日作成
65	全日本建設交運一般労働組合東京都本部	令和5年8月18日作成

66	東京工業大学職員組合	令和5年8月18日作成
67	東京土建一般労働組合西東京支部	令和5年8月18日作成
68	東京地方労働組合評議会青年部協議会	令和5年8月18日作成
69	文京区労働組合総連合	令和5年8月18日作成
70	国立・立川・昭島地域労働組合総連合	令和5年8月19日作成
71	渋谷区労働組合総連合	令和5年8月19日作成
72	慶應義塾労働組合四谷支部	令和5年8月21日作成
73	全労連・全国一般労働組合東京地方本部	令和5年8月21日作成
74	東京地評・パート非正規労働者連絡会	令和5年8月21日作成
75	東京土建一般労働組合葛飾支部	令和5年8月21日作成
76	東京土建一般労働組合小金井国分寺支部	令和5年8月21日作成
77	生協労連コープネットグループ労働組合	令和5年8月22日作成
78	橋本策也	令和5年8月22日作成

東京地方最低賃金審議会の意見に対する
異議申出書（写）

東京労働局長
辻山 博 殿

2023年8月7日
JMITU東京地方本部
執行委員長 鈴木 透
東京都北区滝野川3-3-1
電話 03(5961)5601
FAX03(5961)5603

2023年・東京最低賃金審議会答申への異議申出書

2023年の東京地方最低賃金審議会の「41円引上げ、時間額1113円」の答申について異議を申し述べます。

異常な物価高騰が続く中、生活はますます苦しくなっています。今年の商品などの値上げがすでに3万品目を超え、3万5千品目に達する可能性があると報じられています。2022年をはるかに上回るペースで値上げが続いています。

総務省の「家計調査」では、2人以上の平均的世帯で2022年度に比べ月額1万円もの負担増になり、家計を圧迫しています。さらに6月からは電気代も値上がりし、2人以上の平均的世帯では月額1500円程度の負担増となっています。政府の物価高対策としての電気代補助は9月末までの期限付きなため、延長されなければ10月から電気代がさらにあがります。物価高から国民生活を守るためにも最低賃金の大幅引き上げは切実な緊急課題です。

もう一つは、先進国の中で日本だけが賃金が伸びない、むしろ下降線になっているということです。この要因は、人儲けを続けている大企業が賃上げを抑え込み、1990年代半ば頃からマスコミも「春闘終焉」などと大宣伝をし、大企業労組も「ベアゼロ、ベア要求自粛」を長い期間行ったことが背景にあります。さらに、政府・財界は労働者派遣法を次々と改善し、大企業に低賃金労働者を生み出しました。このように、過去30年の賃上げ抑制の流れが「先進国の中で日本だけが賃金が伸びない、むしろ下降線になっている」理由です。長い間賃上げを我慢させられてきたとも言えます。それでもデフレが長く続いたため、どうにか生活を維持してきましたが、これだけ急激なインフレでは生活が悪化するばかりです。

先進国の中で日本だけが賃金が伸びていないことは、政財界も認識しています。岸田首相は、持続可能な賃上げをめざすと言っていますが、最低賃金を大幅に引き上げて働く者の所得を増やさなければ、日本の経済成長は望めません。

最後に、日本の未来をつくる若者たちが、①将来に希望を持てるようにすること、②安心して結婚ができ、子育ての心配がないようにすること、これらの事は安定した収入無しには叶えられません。日本の未来のためにも、労働局長として再度改定金額の諮問を行うことを強く求めます。

以上

東京労働局長 辻田 博 様

2023年 8月 7日

異議申し出書

東京最低賃金審議会が東京労働局長に対して答申した「東京の最低賃金を10月1日から41円引き上げて1113円にする」答申は到底容認できません。

実質賃金が連続14カ月連続している中、最賃近傍で就労する仲間からは「時給1500円以上は必要だ」のが切実に寄せられています。

電気代など公共料金が相次ぐ値上げで、酷暑が続く中で冷房代を節約し熱中症となる都民が続出するなど、最賃大幅引上げはまさに命と暮らしに直結します。私たちは異議を申し立てるとともに再度審議をし直し、切実な実態に向き合い、大幅に引き上げること求めます。

私たちの要望

各組織が掲げている最低賃金引き上げの意見、仲間の実情を全面に出し、答申された改定額では不十分であることを明確に労働局長として改定額の諸問を再度行うことを求めたい。

最低賃金近傍で働く労働者の生活実態に基づき、時間額1500円
の必要性について東京春闘共闘などの団体・個人が意見陳述
を行うことを求めたい。

(組合・団体名)

練馬区労働組合総連合

(代表者名)

議長 岸田 幸雄

(住所・TEL)

練馬区 中村北1-6-2
東京工建練馬支部会館内

03-3825-7146

東京労働局長 辻田 博 様

2023年 8月 8日

異議申し出書

東京最低賃金審議会が東京労働局長に対して答申した「東京の最低賃金を10月1日から41円引き上げて1113円にする」答申は到底容認できません。

実質賃金が連続14カ月連続している中、最賃近傍で就労する仲間からは「時給1500円以上は必要だ」のが切実に寄せられています。

電気代など公共料金が相次ぐ値上げで、酷暑が続く中で冷房代を節約し熱中症となる都民が続出するなど、最賃大幅引上げはまさに命と暮らしに直結します。私たちは異議を申し立てるとともに再度審議をし直し、切実な実態に向き合い、大幅に引き上げること求めます。

私たちの要望

現在の物価上昇には歯止めがかからない状態です。

非正規職員が多数になっていくなか、最低賃金の大幅なアップが必須であると思いますので、時給額は1,500円にする様再考願います。

(組合・団体名) 江戸川区労働組合総連合

(代表者名) 議長 宇田川 耕史

(住所・TEL) 〒132-0021 江戸川区中央3-23-1 TEL 3656-5577

東京労働局長 辻田 博 様

2023年 8月8日

異議申し出書

東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して答申した「東京の最低賃金を10月1日から41円引き上げて1113円にする」との答申は到底容認できません。

実質賃金が連続15カ月連続している中、最賃近傍で就労する仲間からは「時給1500円以上は必要だ」のが切実に寄せられています。

電気代など公共料金が相次ぐ値上げで、酷暑が続く中でも冷房代を節約し、熱中症となる都民が続出するなど、最賃の大幅引上げがされないことは、まさに命と暮らしに直結します。私たちは同答申に異議を申し立てるとともに、再度審議をし直すことを求め、切実な実態に向き合い、大幅に最賃額を引き上げることを望みます。

私たちの要望

一人でも加入できるコミュニティユニオン東京には、非正規雇用や中小零細業者で働く組合員が多く、低賃金で不安定な就労です。その生活実態は大変厳しく、食費や水光熱費を切り詰めています。病院の治療を控えたり、子供の部活をやめさせざるを得ない、生命保険を解約した、交通費が出ないので職場まで1時間歩いている、などの悲鳴な声が寄せられています。最賃時間額41円引き上げでは、物価高騰にまったく見合っておりません。

こうしたひどい実態を根本的に解決する為には、東京都の地域最賃を「時給1500円」までに、引き上げることを強く求めます。

(組合・団体名) コミュニティユニオン東京

(代表者名) 佐藤 義見

(住所・TEL) 東京都豊島区南大塚2-33-10 東京労働会館1階

03— 3946— 9277

東京労働局長 辻田 博 様

2023年 8月 8日

異議申し出書

東京最低賃金審議会が東京労働局長に対して答申した「東京の最低賃金を10月1日から41円引き上げて1113円にする」答申は到底容認できません。

実質賃金が連続14カ月連続している中、最賃近傍で就労する仲間からは「時給1500円以上は必要だ」のが切実に寄せられています。

電気代など公共料金が相次ぐ値上げで、酷暑が続く中で冷房代を節約し熱中症となる都民が続出するなど、最賃大幅引上げはまさに命と暮らしに直結します。私たちは異議を申し立てるとともに再度審議をし直し、切実な実態に向き合い、大幅に引き上げること求めます。

私たちの要望

41円の引き上げの時間額1,113円では、現在の物価上昇に追いつきません。
時給額は1,500円にする様再考願います。

(組合・団体名) コミュニティユニオン東京江戸川支部

(代表者名) 執行委員長 高梨 俊一

(住所・TEL) 〒132-0021 江戸川区中央3-23-1 TEL 3656-5577

東京労働局長 辻田 博 様

2023年 8月 7日

異議申し出書

東京最低賃金審議会が東京労働局長に対して答申した「東京の最低賃金を10月1日から4.1円引き上げて1113円にする」答申は到底容認できません。

実質賃金が連続1.4カ月連続している中、最賃近傍で就労する仲間からは「時給1500円以上は必要だ」のが切実に寄せられています。

電気代など公共料金が相次ぐ値上げで、酷暑が続く中で冷房代を節約し熱中症となる都民が続出するなど、最賃大幅引上げはまさに命と暮らしに直結します。私たちは異議を申し立てるとともに再度審議をし直し、切実な実態に向き合い、大幅に引き上げること求めます。

私たちの要望

生計費を考えると1日8時間働いても生活できる賃金にたどりません。当然、この間の物価高を考慮すると実質収入増にはつながらない状況です。賃金を下支している最低賃金を引き上げ、生活者の購買力を全体に高め、地域経済を活性化させることが

(組合・団体名) 東京都教職員組合

おめられているのでは
なっていないか

(代表者名) 執行委員長 木下雅英

(住所・区) 東京都千代田区三番町12-1 エテック東京

03-3230-3891

2023年8月8日

東京労働局長
辻田 博 殿

東京地方最低賃金審議会の改定決定の意見への異議

東京土建一般労働組合足立支部
執行委員長 波平 永
東京都足立区梅島1-2-26
電話 03-5845-3011

8月7日に東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して行なった「東京の最低賃金を41円引き上げ、10月1日から1113円とする」答申は容認できませんので異議を申し立てます。

組合には、連日、物価高騰・建築資材高騰で暮らし・生活が厳しい声が届けられています。組合員のなかには、最賃に近い賃金で働く労働者もいます。その暮らしは、毎日の生活費で給料がなくなり、趣味・余暇にまわすお金なんてないと聞きます。「なんの為に生きているのか、わからなくなる」との悲鳴に近い声も届きます。

時給1113円で、未来に展望がもてる生活ができるでしょうか？いち早く、物価高騰に合わせた引き上げ、最低でも早期に時給1500円に引き上げることを要望します。

2023年8月8日

東京労働局長
辻田 博 殿

東京地方最低賃金審議会の改定決定の意見への異議

東京土建一般労働組合荒川支部

執行委員長 津田 宗久

東京都荒川区荒川 633-1

電話 03-3892-9131

Fax 03-3892-9381

8月7日に東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して行なった「東京の最低賃金を41円引き上げ、10月1日から1113円とする」答申は以下の理由により容認できませんので異議を申し立てます。

我が国の最低賃金は、諸外国と比しても低水準です。アメリカではワシントン、カリフォルニア、ニューヨークなどの各州で時給2000円時代に入り、イギリス、フランス、ドイツなど欧州諸国では1400円台～1500円台、韓国、インド、インドネシアなどアジア諸国でも、この間大幅上昇を見せ、全国平均では韓国に追い抜かれました。最低賃金大幅引き上げは、世界の流れであり、日本だけが不可能な理由はありません。

2019年に労働組合が行なった最低生計費調査では、東京で時給1600円以上が必要であるという結果が出されています。きわめて深刻な事態となっている物価高騰で、最低生計費はさらに上昇しています。1113円では到底まともな生活を営むことはできません。8月8日のNHKで報道されたように6月の実質賃金は前年同月比1.6%減となり、15か月連続で下がり続けています。酷暑の中で冷房代を節約するなど、生活に苦しむ多く労働者が、最低賃金の大幅引き上げを切実に求めています。都民の命と暮らしを守るために、最低賃金を大幅に引き上げてください。

私たちは、最低賃金をただちに時給1500円以上に引き上げることを求めます。

改定金額の諮問を再度行ってください。

2023年8月8日

東京労働局長
辻田 博 殿

東京地方最低賃金審議会の改定決定の意見への異議

東京土建一般労働組合板橋支部
執行委員長 山本 清志
東京都板橋区双葉町 36-6
電話 03-3963-5323
Fax 03-3962-0302

8月7日に東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して行なった「東京の最低賃金を41円引き上げ、10月1日から1113円とする」答申は以下の理由により容認できませんので異議を申し立てます。

41円の引き上げでは、きわめて深刻な事態となっている物価高騰を補えるかどうかもおぼつかない水準であり、実質賃金引き上げにはなりません。8月8日のNHKで報道されたように6月の実質賃金は前年同月比1.6%減となり、15か月連続で下がり続けています。酷暑の中で冷房代を節約するなど、生活に苦しむ多く労働者が、最低賃金の大幅引き上げを切実に求めています。都民の命と暮らしを守るために、最低賃金を大幅に引き上げてください。

改定金額の諮問を再度行ってください。

2023年8月8日

東京労働局長
辻田 博 殿

東京地方最低賃金審議会の改定決定の意見への異議

東京土建一般労働組合北支部
執行委員長 渡辺 勝二
東京都北区王子 1-13-3
電話 03-5390-6021
Fax 03-5959-5766

8月7日に東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して行なった「東京の最低賃金を41円引き上げ、10月1日から1113円とする」答申は以下の理由により容認できませんので異議を申し立てます。

企業の経営を困難にすることを理由に、最低賃金の大幅引き上げに反対する議論が見受けられます。しかし私たちは、中小零細企業への支援とセットでの最低賃金引き上げを、国に求めています。東京地方最低賃金審議会におかれましても、労働者の暮らしと企業の経営の両方を守る立場で、「できない」ではなく「どうしたらできるか」という建設的な議論を行ない、首都東京から最低賃金1500円以上に引き上げることを求めます。

改定金額の諮問を再度行ってください。

2023年8月8日

東京労働局長
辻田 博 殿

東京地方最低賃金審議会の改定決定の意見への異議

東京土建一般労働組合新宿支部
執行委員長 伊藤 賢司
東京都新宿区北新宿 4-33-9 新建ビル
電話 03-3362-2161
Fax 03-3362-2289

8月7日に東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して行なった「東京の最低賃金を41円引き上げ、10月1日から1113円とする」答申は以下の理由により容認できませんので異議を申し立てます。

我が国の最低賃金は、諸外国と比しても低水準です。アメリカではワシントン、カリフォルニア、ニューヨークなどの各州で時給2000円時代に入り、イギリス、フランス、ドイツなど欧州諸国では1400円台～1500円台、韓国、インド、インドネシアなどアジア諸国でも、この間大幅上昇を見せ、全国平均では韓国に追い抜かれました。最低賃金大幅引き上げは、世界の流れであり、日本だけが不可能な理由はありません。

改定金額の諮問を再度行ってください。

2023年8月8日

東京労働局長
辻出 博 殿

東京地方最低賃金審議会の改定決定の意見への異議

東京土建一般労働組合西多摩支部

執行委員長 宮崎 透

東京都羽村市小作台 5-21-6

電話 042-555-5221

Fax 042-555-5277

8月7日に東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して行なった「東京の最低賃金を41円引き上げ、10月1日から1113円とする」答申は以下の理由により容認できませんので異議を申し立てます。

41円の引き上げでは、きわめて深刻な事態となっている物価高騰を補えるかどうかもおぼつかない水準であり、実質賃金引き上げにはなりません。8月8日のNHKで報道されたように6月の実質賃金は前年同月比1.6%減となり、15か月連続で下がり続けています。酷暑の中で冷房代を節約するなど、生活に苦しむ多く労働者が、最低賃金の大幅引き上げを切実に求めています。

労働総研研究員の分析によれば、最低賃金の大幅引き上げは高い経済効果をもたらします。時給1500円未満の非正規労働者の最低賃金を1500円に引き上げた場合に必要な原資推定16.1兆円に対し、①消費需要12.3兆円拡大、②国内生産17.9兆円増加、③粗付加価値額（GDPにほぼ等しい）10.5兆円増加、④新規雇用106.6万人増加、⑤税収の2.04兆円増加（国・地方合計）との試算が示されています。最低賃金の大幅引き上げは、ゆくゆくは企業に利潤をもたらす、賃金の支払い能力向上につながる有益なものです。

一方で、企業の経営を困難にすることを理由に、最低賃金の大幅引き上げに反対する議論が見受けられます。しかし私たちは、中小零細企業への支援とセットでの最低賃金引き上げを、国に求めています。東京地方最低賃金審議会におかれましても、労働者の暮らしと企業の経営の両方を守る立場で、「できない」ではなく「どうしたらできるか」という建設的な議論を行ない、首都東京から最低賃金大幅引き上げに足を踏み出してください。

改定金額の諮問を再度行ってください。

2023年8月8日

東京労働局長
辻田 博 殿

東京地方最低賃金審議会の改定決定の意見への異議

東京土建一般労働組合町田支部
執行委員長 尾花 慎司
東京都町田市本町田 2387-5
電話 042-722-0141
Fax 042-723-6191

8月7日に東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して行なった「東京の最低賃金を41円引き上げ、10月1日から1,113円とする」答申は以下の理由により容認できませんので、異議を申し立てます。

2019年に労働組合が行なった最低生計費調査では、生活保障の為の貯蓄等も考慮すると、地域を問わず時給1,500円以上が必要であるという結果が出されています。

況や2023年現在では各種物価高騰によって最低生計費はさらに上昇しており、最低賃金1,113円では常に不安に苛まれた生活を送ることになるのは明白です。

よって、最低賃金全国一律1,500円実現の先鞭をつけるべく、金額改定の諮問を再度行ってください。

2023年8月8日

東京労働局長
辻田 博 殿

東京地方最低賃金審議会の改定決定の意見への異議

東京土建 一般労働組合 三鷹武蔵野支部
執行委員長 島村 新
東京都 三鷹市上連雀 7-33-8
電話 0422-47-9101
Fax 0422-47-9104

8月7日に東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して行なった「東京の最低賃金を41円引き上げ、10月1日から1113円とする」答申は以下の理由により容認できませんので異議を申し立てます。

2019年に労働組合が行なった最低生計費調査では、東京で時給1600円以上が必要であるという結果が出されています。その後の物価高騰で、最低生計費はさらに上昇しています。1113円では到底まともな生活を営むことはできません。私たちは、最低賃金をただちに時給1500円以上に引き上げることを求めます。

改定金額の諮問を再度行ってください。

2023年8月8日

東京労働局長
辻田 博 殿

東京地方最低賃金審議会の改定決定の意見への異議

東京土建一般労働組合 港支部
執行委員長 出井 章史
東京都港区芝 2-30-7
電話 03-3451-6673
Fax 03-3451-6643

8月7日に東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して行なった「東京の最低賃金を41円引き上げ、10月1日から1113円とする」答申は以下の理由により容認できませんので異議を申し立てます。

41円の引き上げでは、きわめて深刻な事態となっている物価高騰を補えるかどうかもおぼつかない水準であり、実質賃金引き上げにはなりません。8月8日のNHKで報道されたように6月の実質賃金は前年同月比1.6%減となり、15か月連続で下がり続けています。酷暑の中で冷房代を節約するなど、生活に苦しむ多く労働者が、最低賃金の大幅引き上げを切実に求めています。都民の命と暮らしを守るために、最低賃金を大幅に引き上げてください。

改定金額の諮問を再度行ってください。

2023年8月8日

東京労働局長
辻山 博 殿

東京地方最低賃金審議会の改定決定の意見への異議

東京上建一般労働組合村山大和支部

執行委員長 宮澤良明

東京都武蔵村山市中央 3-7-1

電話 042-563-3261

Fax 042-564-6547

8月7日に東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して行なった「東京の最低賃金を41円引き上げ、10月1日から1113円とする」答申は以下の理由により容認できませんので異議を申し立てます。

2019年に労働組合が行なった最低生計費調査では、東京で時給1600円以上が必要であるという結果が出されています。その後の物価高騰で、最低生計費はさらに上昇しています。1113円では到底まともな生活を営むことはできません。私たちは、最低賃金をただちに時給1500円以上に引き上げを求めます。

改定金額の諮問を再度行ってください。

2023年8月8日

東京労働局長
辻田 博 殿

東京地方最低賃金審議会の改定決定の意見への異議

東京土建一般労働組合目黒支部

執行委員長 佐藤 忍

東京都目黒区目黒本町 1-10-26

電話 03-3719-2741

Fax 03-3719-2743

8月7日に東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して行なった「東京の最低賃金を41円引き上げ、10月1日から1113円とする」答申は以下の理由により容認できませんので異議を申し立てます。

41円の引き上げでは、きわめて深刻な事態となっている物価高騰を補えるかどうかもおぼつかない水準であり、実質賃金引き上げにはなりません。8月8日のNHKで報道されたように6月の実質賃金は前年同月比1.6%減となり、15か月連続で下がり続けています。酷暑の中で冷房代を節約するなど、生活に苦しむ多く労働者が、最低賃金の大幅引き上げを切実に求めています。都民の命と暮らしを守るために、最低賃金を大幅に引き上げてください。

最低賃金法第12条には「厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金について、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をしなければならない」とあります。異例のことではありますが、いまこそ、最低賃金法第12条に基づき再改定に向けて、東京都労働局長が東京地方最低賃金審議会への諮問を行うべき時だと訴えます。改定金額の諮問を行ってください。

東京労働局長 辻田 博 様

2023年 8月 8日

異議申し出書

東京最低賃金審議会が東京労働局長に対して答申した「東京の最低賃金を10月1日から41円引き上げて1113円にする」答申は到底容認できません。

実質賃金が連続14カ月連続している中、最賃近傍で就労する仲間からは「時給1500円以上は必要だ」のが切実に寄せられています。

電気代など公共料金が相次ぐ値上げで、酷暑が続く中で冷房代を節約し熱中症となる都民が続出するなど、最賃大幅引上げはまさに命と暮らしに直結します。私たちは異議を申し立てるとともに再度審議をし直し、切実な実態に向き合い、大幅に引き上げること求めます。

私たちの要望

一人でも加入できる電機・情報ユニオン東京支部は、加入されている組合員の60歳以降の再雇用を各社に求め、処遇改善の団体交渉を旺盛に行っています。

大企業の職場でも、「NECでは社内での公募制を悪用して社員の意向に沿わない差別的な募集をしている」「富士通ではフルタイム勤務を認めず、さらに地域最賃の時給なので生活できない月収で働かされている」「ルネサスでは都の地域最賃での時給」となっています。

こうしたひどい実態を根本的に解決する為には、都の地域最賃を「時給1500円」までに、引き上げることが強く求めます。

(組合・団体名) 電機・情報ユニオン東京支部

(代表者名) 米田 徳治

(住所・TEL) 東京都品川区二葉2-20-8

03-6421-5323

4. 最賃より高い時給で働く労働者にも、最賃の引き上げが及ぶような制度の導入について。

今年の最賃の引き上げは、時給で働く約20%の労働者に波及すると、審議会の中で聞きました。派遣で働く友人は、12年前に採用された時の時給1,300円が、最賃が上がっても1円も上がらず、今も、1,300円で働いています。こういった労働者の時給を引き上げる施策の検討をお願いします。

5. 早期に時給2千円まで引き上げを。

今から、15年ほど前になりますが、友人がパースに住んでいました。よく、「オーストラリアは、大した仕事でなくても、時給2千円だよ。こっちにおいでよ。お水は高いけどね。」と言われました。今では、日本の若い労働者は出稼ぎに行くようになりました。時給2千円を早期に実現してください。若い世代が、「親が普通にできたこと、結婚して子供を持ち、家を買うこと。」を諦めて、絶望しています。こういう普通に働いても、普通に暮らすことができない日本では、この先も少子化を脱却することはできません。

6. 外国人に奉仕する日本人という構図では、未来が見えません。

渋谷で働いていると、本当に多くの外国人を見かけます。その方達が何の躊躇もせずに、大量購入している姿を見るにつけ、虚しい思いを抱えています。日本で、東京で働く労働者は、外国人のしもべとして、働いています。自分達が貧しい食事、衣服を身に纏い、外国人に美味しく食べてもらうことで、僅かな時給をいただき、生活をしています。新自由主義経済下では、車を製造する日本の非正規労働者が、自分では車を所有することさえできずに、外国のお金持ちの人達のために、汗水たらして働き、輸出しています。車などの今の時代では贅沢品だけではなく、この間の円安が、コーヒー豆や砂糖などの買い付けでも外国に負けて、この先、こういった物さえも、贅沢品になるのかもしれないと、不安に駆られます。

7. 半年に一度、100円程度の時給の引き上げを要望します。

昨秋からの急激な物価高騰で、時給で働く私達非正規労働者の生活は、立ち行かなくなっています。年に一度の最賃改定の審議会では、暮らせないほどで、この秋からの物価上昇ラッシュに怯えています。1円、2円ではなく、100円、200円の引き上げで、ようやく暮らせるかなと思うほど、物価はさらに急上昇していて、止まる様子が見えません。

東京労働局長として改定金額の詰問を再度行うことを、強く求めます。

以上

東京労働局長 辻田 博 様

2023年 8月 9日

異議申し出書

東京最低賃金審議会が東京労働局長に対して答申した「東京の最低賃金を10月1日から41円引き上げて1113円にする」答申は到底容認できません。

実質賃金が連続14カ月連続している中、最賃近傍で就労する仲間からは「時給1500円以上は必要だ」のが切実に寄せられています。

電気代など公共料金が相次ぐ値上げで、酷暑が続く中で冷房代を節約し熱中症となる都民が続出するなど、最賃大幅引上げはまさに命と暮らしに直結します。私たちは異議を申し立てるとともに再度審議をし直し、切実な実態に向き合い、大幅に引き上げること求めます。

私たちの要望

人手不足が深刻です。人員確保にはこの最低賃金には納得できず、

異議を申し立てて、再度検討を要望します。

(組合・団体名) 建交労神田支部東京CS分会

(代表者名) 分会長 海保 敦

(住所・TEL) 江東区有明1-3-5 電話 03-6674-2129

東京労働局長 辻田 博 様

2023年 8月 9日

異議申し出書

東京最低賃金審議会が東京労働局長に対して答申した「東京の最低賃金を10月1日から41円引き上げて1113円にする」答申は到底容認できません。

実質賃金が連続14カ月連続している中、最賃近傍で就労する仲間からは「時給1500円以上は必要だ」のが切実に寄せられています。

電気代など公共料金が相次ぐ値上げで、酷暑が続く中で冷房代を節約し熱中症となる都民が続出するなど、最賃大幅引上げはまさに命と暮らしに直結します。私たちは異議を申し立てるとともに再度審議をし直し、切実な実態に向き合い、大幅に引き上げること求めます。

私たちの要望

非正規雇用で働く組合員にとっては、到底この最低賃金

1,113円では生活が厳しいです。

異議を申し立てて、再度検討を要望します。

(組合・団体名) 建交労神田支部西神田分会

(代表者名) 執行委員長 上村 誠

(住所・TEL) 千代田区神田三崎町3-2-4 電話 03-6674-2129

東京労働局長 辻田 博 様

2023年 8月 9日

異議申し出書

東京最低賃金審議会が東京労働局長に対して答申した「東京の最低賃金を10月1日から41円引き上げて1113円にする」答申は到底容認できません。

実質賃金が連続14カ月連続している中、最賃近傍で就労する仲間からは「時給1500円以上は必要だ」のが切実に寄せられています。

電気代など公共料金が相次ぐ値上げで、酷暑が続く中で冷房代を節約し熱中症となる都民が続出するなど、最賃大幅引上げはまさに命と暮らしに直結します。私たちは異議を申し立てるとともに再度審議をし直し、切実な実態に向き合い、大幅に引き上げること求めます。

私たちの要望

会社の業績によって労働時間が減少しています。

この最低賃金には納得できず、

異議を申し立てて、再度検討を要望します。

(組合・団体名) 建交労神田支部西神田分会

(代表者名) 分会長 矢野恭子

(住所・TEL) 千代田区神田三崎町3-2-4 電話 03-6674-2129

東京労働局長 辻田 博 様

2023年8月9日

異議申し出書

東京春闘共闘会議
代表 矢吹 義則
豊島区南大塚 2-33-10 東京労働会館 6階
TEL5395-3171 FAX5395-3240

東京地方最低賃金審議会（以下「東京地賃」）が東京労働局長に対して「東京の最低賃金を10月1日から41円引き上げて1113円にする」答申は到底容認できません。東京地賃は私たちのもとに寄せられた、あるいは職場の実態から寄せられた声を資料として取り上げて、審議に付された努力には感謝申し上げます。結果的に中央最低賃金審議会の目安どおりの41円引き上げに留まり、答申は評価できるものではありません。私たちは異議を申し立てるとともに再度審議をしなおし、切実な実態に向き合い、大幅に引き上げること求めます。

厚生労働省が8月8日発表した6月の毎月勤労統計調査（速報、従業員5人以上）によると、現金給与総額（名目賃金）に物価の変動を反映させた実質賃金は、前年同月比1.6%減となり、15カ月連続でマイナスとなっています。

同日、東京都心で気温が35度以上に達し、都心で1年間に観測する猛暑日が17日と最多記録を更新しました。そんな厳しい酷暑下でも電気料を気にしてクーラーを制限するような家庭が増加し、熱中症で倒れる都民が急増する事態となっています。

私たちの組合員の中にも時給1072円、ダブルワークで生活している方がいます。シフトカットや早上がりで月10万円を切る時もあり、家賃・光熱費を引いたら手元に1万円しか残らない。そのため電球が切れても次の給料日までそのままにしているとのことです。「物価高騰でお昼のワンコインの100円菓子パンも買えない。賃金が上がらないと生活できない。」と苦悩を述べています。

私たちの加盟組合と組合員個人から出された多くの「意見書」に述べられている生活実態からみれば、一刻も早く時間額1500円に到達すべきであり、今回の答申がその第一歩となることが期待されていました。東京労働局長と東京地賃は、英断を下すべきです。少しでも人間らしく生きたいと願う、ささやかな声を無視しても良いのでしょうか。最賃を決定できるのは東京地賃と労働局長だけです。その責任は重いものと考えます。

さて、最賃の引き上げには、中小企業支援を抜本的に強めることが欠かせません。この間、大幅に最賃を上げてきた諸外国のように、中小企業支援策とセットで政治が決断すべきです。

最賃ギリギリに張り付いているパート非正規労働者、賃金格差に泣く女性労働者、長時間労働を強いられる労働者、理不尽な競争と値引きをされ経費を引いて時間換算すれば最賃割れの請負・フリーランス労働者。

私たちの代表や仲間からの意見陳述の場を改めて設定し、切実な訴えに耳を傾けていただき、41円からの大幅引上げと最賃1500円実現に向けて再考されることを心から求めます。

東京労働局長 辻田 博 様

2023年8月9日

異議申し出書

東京地方労働組合評議会

議長 矢吹 義則

豊島区南大塚 2-35-10 東京労働会館 6階

TEL5395-3171 FAX5395-3240

東京地方最低賃金審議会（以下「東京地賃」）が東京労働局長に対して「東京の最低賃金を10月1日から41円引き上げて1113円にする」答申は到底容認できません。東京地賃は私たちのもとの寄せられた、あるいは職場の実態から寄せられた声を資料として取り上げて、審議に付された努力には感謝申し上げます。結果的に中央最低賃金審議会の目安どおりの41円引き上げに留まり、答申は評価できるものではありません。私たちは異議を申し立てるとともに再度審議をなおし、切実な実態に向き合い、大幅に引き上げること求めます。

厚生労働省が8月8日発表した6月の毎月勤労統計調査（速報、従業員5人以上）によると、現金給与総額（名目賃金）に物価の変動を反映させた実質賃金は、前年同月比1.6%減となり、15カ月連続でマイナスとなっています。

同日、東京都心で気温が35度以上に達し、都心で1年間に観測する猛暑日が17日と最多記録を更新しました。そんな厳しい酷暑下でも電気料を気にしてクーラーを制限するような家庭が増加し、熱中症で倒れる都民が急増する事態となっています。

私たちの組合員の中にも時給1072円、ダブルワークで生活している方がいます。シフトカットや早上がりで月10万円を切る時もあり、家賃・光熱費を引いたら手元に1万円しか残らない。そのため電球が切れても次の給料日までそのままにしていると。物価高騰でお昼のワンコインの100円菓子パンも買えない。賃金が上がらないと生活できない。」と苦悩を述べています。

私たちの加盟組合と組合員個人から出された多くの「意見書」に述べられている生活実態からみれば、一刻も早く時間額1500円に到達すべきであり、今回の答申がその第一歩となることが期待されていました。東京労働局長と東京地賃は、英断を下すべきです。少しでも人間らしく生きたいと願う、ささやかな声を無視しても良いのでしょうか。最賃を決定できるのは東京地賃と労働局長だけです。その責任は重いものと考えます。

さて、最賃の引き上げには、中小企業支援を抜本的に強めることが欠かせません。この間、大幅に最賃を上げてきた諸外国のように、中小企業支援策とセットで政治が決断すべきです。

最賃ギリギリに張り付いているパート非正規労働者、賃金格差に泣く女性労働者、長時間労働を強いられる労働者、理不尽な競争と値引きをされ経費を引いて時間換算すれば最賃割れの請負・フリーランス労働者。

私たちの代表や仲間からの意見陳述の場を改めて設定し、切実な訴えに耳を傾けていただき、41円からの大幅引上げと最賃1500円実現に向けて再考されることを心から求めます。

東京労働局長 辻田 博 殿

2023年8月9日

異議申し出書

東京上建一般労働組合
中央執行委員長 中村 隆幸
東京都新宿区北新宿 1-8-16
TEL 03-5332-3971

東京地方最低審議会が東京労働局長に対して行なった「最低賃金 41 円引き上げ」とする答申に異議を申し上げ、最低賃金をさらに大幅に引き上げることを求めます。

理由

私たちは、都内 11 万人の建設従事者を組織する建設労働組合です。

建設従事者は歴史的に、他産業と比して低賃金、長時間労働など無権利の厳しい労働環境のもとにおかれ、衣食住の「住」を担う社会的役割にふさわしい処遇を与えられてきませんでした。建設産業の後継者不足が深刻化し、このままでは社会インフラが維持できないという重大な事態に我が国は陥りつつあります。建設従事者の賃金引き上げと処遇改善は、いまや国民的課題であり、私たちは建設労働組合としてその実現に全力を尽くしています。

最低賃金大幅引き上げは、建設従事者の賃金にも底上げの作用をもたらします。最低賃金が時給 1500 円になれば、一日換算で 12000 円となります。日給平均で 17483 円（組合調査）という水準におかれている建設従事者の賃金を大きく引き上げることは間違いありません。

最低賃金の大幅引き上げがもたらすプラスの効果は、建設産業のみならず、民間・公務すべての労働者の賃金引き上げにつながります。賃金引き上げによる経済の回復は政府の方針のはずです。「賃金が上がらない国・日本」という恥ずべき状態を脱し、持続可能で健全な経済成長を達し、憲法に保障される健康で文化的な生活をすべての国民が営むことができる成熟した国へと生まれ変わるために、最低賃金の大幅引き上げがそのカギとなることを確信するものです。

東京労働局長におかれましては再度啓蒙を行なって頂き、審議会での大所高所に立った建設的な議論によって、労働者・国民が希求する最低賃金大幅引き上げを実現して頂くよう、衷心よりお願い申し上げます。

2023年8月9日

東京労働局長
辻田 博 殿

東京地方最低賃金審議会の改定決定の意見への異議

東京上建一般労働組合江東支部
執行委員長 富樫 康弘
東京都江東区北砂1-11-4
電話 03-3640-2411
Fax 03-3640-2515

8月7日に東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して行なった「東京の最低賃金を41円引き上げ、10月1日から1113円とする」答申は以下の理由により容認できませんので異議を申し立てます。

2019年に労働組合が行なった最低生計費調査では、東京で時給1600円以上が必要であるという結果が出されています。その後の物価高騰で、生活必需品は勿論上がっており、生活が厳しいといった声が上がっています。都内のアルバイト募集では最低賃金で募集を掛けている店舗が数多くあり、国民の生活は厳しいと言わざるを得ません。

最低生計費はさらに上昇しています。1113円では到底まともな生活を営むことはできません。私たちは、最低賃金をただちに時給1500円以上に引き上げることを求めます。

改定金額の諮問を再度行ってください。

2023年8月9日

東京労働局長
辻田 博 殿

東京地方最低賃金審議会の改定決定の意見への異議

東京土建一般労働組合品川支部

執行委員長 小林 紀久夫

東京都品川区戸越 5-18-2

電話 03-3783-0471

Fax 03-3783-1063

8月7日に東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して行なった「東京の最低賃金を41円引き上げ、10月1日から1113円とする」答申は以下の理由により容認できませんので異議を申し立てます。

我が国の最低賃金は、諸外国と比しても低水準です。アメリカではワシントン、カリフォルニア、ニューヨークなどの各州で時給2000円時代に入り、イギリス、フランス、ドイツなど欧州諸国では1400円台～1500円台、韓国、インド、インドネシアなどアジア諸国でも、この間大幅上昇を見せ、全国平均では韓国に追い抜かれました。最低賃金大幅引き上げは、世界の流れであり、日本だけが不可能な理由はありません。

物価高、コロナ禍だからこそ賃金の底上げが重要であり、賃金の引き上げによって消費を回復させ、地域経済を活性化させていく事が大切です。全国一律1500円以上を一緒にめざしていくためにも、改定金額の諮問を再度行ってください。

2023年8月9日

東京労働局長
辻田 博 殿

東京地方最低賃金審議会の改定決定の意見への異議

東京土建一般労働組合世田谷支部
執行委員長 秋元正廣
東京都世田谷区上馬5-3
電話 03-3413-3020
Fax 03-3413-3021

8月7日に東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して行なった「東京の最低賃金を41円引き上げ、10月1日から1113円とする」答申は以下の理由により容認できませんので異議を申し立てます。

41円の引き上げでは、きわめて深刻な事態となっている物価高騰を補えるかどうかもおぼつかない水準であり、実質賃金引き上げにはなりません。8月8日のNHKで報道されたように6月の実質賃金は前年同月比1.6%減となり、15か月連続で下がり続けています。酷暑の中で冷房代を節約するなど、生活に苦しむ多く労働者が、最低賃金の大幅引き上げを切実に求めています。都民の命と暮らしを守るために、最低賃金を大幅に引き上げてください。

改定金額の諮問を再度行ってください。

東京労働局長 辻田 博 様

2023年 8月 10日

異議申し出書

東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して「東京の最低賃金を10月1日から4.1円引き上げて1113円に改正することが適当である」とする答申は到底容認できません。

実質賃金が14カ月連続してマイナスとなっている中、最賃近傍で就労する仲間からは「時給1500円以上は必要だ」と切実な声が多く寄せられています。

電気代など公共料金の相次ぐ値上げで、酷暑の中でも冷房代を節約し熱中症となる都民が続出しています。こうした情勢の下、最低賃金の大幅引上げはまさに命と暮らしに直結します。私たちは異議を申し立てるとともに再度審議を行ない、切実な実態に向き合い、最低賃金を大幅に引き上げることを強く求めます。

私たちの要望

帝国データバンクの集計では、2023年の値上げが3万品目を超え、昨年の2万5768品目を上回る過去最大級の値上げラッシュが私たちの生活を直撃しています。厚生労働省が発表した6月の実質賃金は1.6%減と15カ月連続で前年を下回りました。8時間働けば人間らしく暮らせる生活には時給1500円以上がどうしても必要です。物価高騰に負けない最低賃金の大幅引き上げを求めます。

(組合・団体名) 品川地区労働組合協議会

(代表者名) 議長 木下 伸子

(住所・TEL) 品川区大崎2-7-5 TEL 03-3491-9242

東京労働局長 辻田 博 様

2023年 8月 日

異議申し出書

東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して「東京の最低賃金を10月1日から41円引き上げて1113円に改正することが適当である」とする答中は到底容認できません。

実質賃金が14カ月連続してマイナスとなっている中、最賃近傍で就労する仲間からは「時給1500円以上は必要だ」と切実な声が多数寄せられています。

電気代など公共料金の相次ぐ値上げで、酷暑の中でも冷房代を節約し熱中症となる都民が続出しています。こうした情勢の下、最低賃金の大幅引上げはまさに命と暮らしに直結します。私たちは異議を申し立てるとともに再度審議を行ない、切実な実態に向き合い、最低賃金を大幅に引き上げることを強く求めます。

私たちの要望

一日も早く最低賃金を1500円以上
して下さい。

(組合・団体名)

〒154-0004
世田谷区太子堂4-5-2
電話(3416)3341 FAX(3418)3736

(代表者名)

世田谷区労働組合総連合
(世田谷区労運)

議長 上田 定 男

東京労働局長 辻田 博 様

異議申し出書

東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して「東京の最低賃金を10月1日から41円引き上げて1113円に改正することが適当である」とする答申は到底容認できません。

実質賃金が14カ月連続してマイナスとなっている中、最賃近傍で就労する仲間からは「時給1500円以上は必要だ」と切実な声が多数寄せられています。

電気代など公共料金の相次ぐ値上げで、酷暑の中でも冷房代を節約し熱中症となる都民が続出しています。こうした情勢の下、最低賃金の大幅引上げはまさに命と暮らしに直結します。私は異議を申し立てるとともに再度審議を行ない、切実な実態に向き合い、最低賃金を大幅に引き上げることを強く求めます。

わたしの一言

非正規雇用が、千割を超え、若者の生計費調査では
全日働いても、1600円(時給)必要との調査結果です。
労働者の実質賃金上昇のためには、全日一律1600円以
上の最低賃金に引き上げることは、急務です。
大幅引上げを強く求めます

2023年 8月 8 日

(住所)

(氏名)

東京労働局長 辻田 博 様

異議申し出書

東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して「東京の最低賃金を10月1日から41円引き上げて1113円に改正することが適当である」とする答申は到底容認できません。

実質賃金が14カ月連続してマイナスとなっている中、最賃近傍で就労する仲間からは「時給1500円以上は必要だ」と切実な声が多数寄せられています。

電気代など公共料金の相次ぐ値上げで、酷暑の中でも冷房代を節約し熱中症となる都民が続出しています。こうした情勢の下、最低賃金の大幅引上げはまさに命と暮らしに直結します。私は異議を申し立てるとともに再度審議を行ない、切実な実態に向き合い、最低賃金を大幅に引き上げることを強く求めます。

わたしの一言

非正規労働者や労働者の半割を占める状況で、最低賃金upは死活問題です。生活できる最低賃金 時給 1,500円以上を早急に実現してください。

2023年 8月10日

(住所)

(氏名)

東京労働局長 辻田 博 様

異議申し出書

東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して「東京の最低賃金を10月1日から41円引き上げて1113円に改正することが適当である」とする答申は到底容認できません。

実質賃金が14カ月連続してマイナスとなっている中、最賃近傍で就労する仲間からは「時給1500円以上は必要だ」と切実な声が多数寄せられています。

電気代など公共料金の相次ぐ値上げで、酷暑の中でも冷房代を節約し熱中症となる都民が続出しています。こうした情勢の下、最低賃金の大幅引上げはまさに命と暮らしに直結します。私は異議を申し立てるとともに再度審議を行ない、切実な実態に向き合い、最低賃金を大幅に引き上げることを強く求めます。

わたしの一言

昨年来の物価高騰は、おそろしい程です。多くの若者、高令者は電気代を払えないのではと、必要な時にも冷房を使わない状態です。1500円をめざし、大巾に最賃とあげてを求めます。

2023年 8月 8日

(住所)

(氏名)

東京労働局長 辻田 博 様

異議申し出書

東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して「東京の最低賃金を10月1日から41円引き上げて1113円に改正することが適当である」とする答中は到底容認できません。

実質賃金が14カ月連続してマイナスとなっている中、最賃近傍で就労する仲間からは「時給1500円以上は必要だ」と切実な声が多数寄せられています。

電気代など公共料金の相次ぐ値上げで、酷暑の中でも冷房代を節約し熱中症となる都民が続出しています。こうした情勢の下、最低賃金の大幅引上げはまさに命と暮らしに直結します。私は異議を申し立てるとともに再度審議を行ない、切実な実態に向き合い、最低賃金を大幅に引き上げることを強く求めます。

わたしの一言

せめて不安なく生活できる賃金と保障をください。
国際的にも恥ずかしくない最低賃金にしてください。

2023年 8月 9日

(住所)

(氏名)

東京労働局長 辻田 博 様

異議申し出書

東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して「東京の最低賃金を10月1日から41円引き上げて1113円に改正することが適当である」とする答申は到底容認できません。

実質賃金が14カ月連続してマイナスとなっている中、最賃近傍で就労する仲間からは「時給1500円以上は必要だ」と切実な声が多数寄せられています。

電気代など公共料金の相次ぐ値上げで、酷暑の中でも冷房代を節約し熱中症となる都民が続出しています。こうした情勢の下、最低賃金の大幅引上げはまさに命と暮らしに直結します。私は異議を申し立てるとともに再度審議を行ない、切実な実態に向き合い、最低賃金を大幅に引き上げることを強く求めます。

わたしの一言

時給1113円でフルタイム働いて年収が200万余。
これでまともな人間らしい生活が送れずは
ありません。働く者の実態を見て最低賃金を決
めて下さい。最低でも1500円が必要です。

2023年 8月 8 日

(住所)

(氏名)

東京労働局長 辻田 博 様

異議申し出書

東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して「東京の最低賃金を10月1日から41円引き上げて1113円に改正することが適当である」とする答申は到底容認できません。

実質賃金が14カ月連続してマイナスとなっている中、最賃近傍で就労する仲間からは「時給1500円以上は必要だ」と切実な声が多数寄せられています。

電気代など公共料金の相次ぐ値上げで、酷暑の中でも冷房代を節約し熱中症となる都民が続出しています。こうした情勢の下、最低賃金の大幅引上げはまさに命と暮らしに直結します。私は異議を申し立てるとともに再度審議を行ない、切実な実態に向き合い、最低賃金を大幅に引き上げることを強く求めます。

わたしの一言

商品の値段はほぼ全国一律の中で生活している(にも関わらず)地域差のある最低賃金はどうかともおもしろいと思っております。最低賃金の引上げが中小企業に与える影響が大きいのに引き上げ額を低くおさえているのであれば、なぜ中小企業の経営が苦しいのか。政府による中小企業への支援が国際的な水準から大きく立ちはだけていることにも目を向けるべきではないかと、韓国を見習って支援を増やし時給1500円をぜひ実現してほしい。

2023年 8月 10日

(住所)

(氏名)

東京労働局長 辻田 博 様

2023年8月10日

異議申し出書

東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して「東京の最低賃金を10月1日から41円引き上げて1113円に改正することが適当である」とする答申は到底容認できません。

世界ジェンダーギャップ指数は146カ国中、125位です。経済分野での男女格差が遅れています。非正規で働く女性が増えている中で、格差を是正するためには、最低賃金の引き上げが求められています。

また、実質賃金が14カ月連続してマイナスとなっている中、最賃近傍で就労する仲間からは「時給1500円以上は必要だ」と切実な声が多数寄せられています。

電気代など公共料金の相次ぐ値上げで、酷暑の中でも冷房代を節約し熱中症となる都民が続出しています。こうした情勢の下、最低賃金の大幅引上げはまさに命と暮らしに直結します。私たちは異議を申し立てるとともに再度審議を行い、切実な実態に向き合い、最低賃金を大幅に引き上げることを強く求めます。

私たちの要望

これでは、いまの物価高騰には全く追いつきません

この異常なほどの物価高騰で、ますます生活が大変になっています。特に、一人で子育てをしている世帯では、学校で使用する教材費や給食費の支払いが困難だったり、習い事にも通わせられなかったりしています。それだけではなく、栄養がある食事を十分に食べられていません。

ぜひ、再度、諮問を行ってくださるようお願いいたします。

(組合・団体名) 東京都教職員組合 女性部

(代表者名) 横山美佳

(住所・〒) 〒102-0084 東京都千代田区二番町12-1 エデュカス東京4F

2023年8月10日

東京労働局長
辻川 博 殿

東京地方最低賃金審議会の改定決定の意見への異議

東京上建一般労働組合小平東村山支部
執行委員長 井上 清一
東京都小平市仲町 381
電話 042-342-2846
Fax 042-342-2848

8月7日に東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して行なった「東京の最低賃金を41円引き上げ、10月1日から1113円とする」答申は以下の理由により容認できないため異議を申し立てます。

我が国の最低賃金は、諸外国と比較しても低水準です。アメリカではワシントン、カリフォルニア、ニューヨークなどの各州で時給2000円時代に入り、イギリス、フランス、ドイツなど欧州諸国では1400円台～1500円台、韓国、インド、インドネシアなどアジア諸国でも大幅に上昇しています。最低賃金の大幅引き上げという世界の流れから日本だけが取り残されてしまっています。

また、名目賃金が上昇しても、それ以上に物価高騰が深刻化しているため、6月の実質賃金は前年同月比1.6%減となり、15か月連続で下がり続けています。食費の節約や酷暑の中で冷房代を節約するなど、生活に苦しむ多くの労働者が最低賃金の大幅引き上げを切実に求めています。

一方、最低賃金の急激な引き上げは、企業の経営を困難にするなど様々な社会問題を引き起こすことも憂慮されています。国の経済成長に見合わない急激な引き上げは、失業率の増加など社会に歪みをもたらす可能性は否めません。しかし、企業の生産性を向上させ雇用の安定性を確保する政策を講じれば大幅な引き上げができるはずで、東京地方最低賃金審議会におかれましても、労働者の暮らしと企業の経営の両方を守る立場で「どうしたらできるか」という建設的な議論を行ない、首都東京から最低賃金大幅引き上げに足を踏み出してください。

改定金額の諮問を再度行ってください。

2023年8月10日

東京労働局長
辻田 博 殿

東京地方最低賃金審議会の改定決定の意見への異議

東京土建一般労働組合渋谷支部

執行委員長 小倉 常良

東京都渋谷区幡ヶ谷 2-18-6

電話 03-6304-2315

Fax 03-5308-5930

8月7日に東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して行なった「東京の最低賃金を41円引き上げ、10月1日から1113円とする」答申は以下の理由により容認できませんので異議を申し立てます。

企業の経営を困難にすることを理由に、最低賃金の大幅引き上げに反対する議論が見受けられます。しかし私たちは、中小零細企業への支援とセットでの最低賃金引き上げを、国に求めています。東京地方最低賃金審議会におかれましても、労働者の暮らしと企業の経営の両方を守る立場で、「できない」ではなく「どうしたらできるか」という建設的な議論を行ない、首都東京から最低賃金大幅引き上げに足を踏み出してください。

私たちの仲間の個人事業主では、インボイス制度の導入では税制の不理解から免税業者にも関わらずインボイス登録をせざるをえず、消費税の支払いが来年から始まることとなります。また、ある一人親方はインボイス制度に未登録を理由に請負単価の切り下げに繋がっている方もいます。こうした状況は、立場の弱い事業主や労働者へ物価高や資材高の下で経済的困窮がより進むこととなります。どうかこの厳しい状況に対して貴局長や各行政立場を超えてご検討をいただきと共に、東京の最低賃金について改定金額の諮問を再度行ってください。

2023年8月10日

東京労働局長
辻田 博 殿

東京地方最低賃金審議会の改定決定の意見への異議

東京上建 一般労働組合杉並支部
執行委員長 鎗田富美雄
東京都杉並区高円寺南3-6-2
電話 03-3313-1445
Fax 03-3313-7096

2023年8月7日、東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して「10月1日から、東京都の最低賃金を41円引き上げ1,113円とする」と答申されたことにつきまして異議を申し立てます。

2019年に労働組合が行なった最低生計費の調査でも、すでに東京で時給1,600円以上が必要であるという結果が出されています。その後の物価高騰で、最低生計費はさらに上昇しています。今回の審議会で上がったとはいえ、1,113円では物価高騰に追い付かず、苦しい生活を余儀なくされます。この金額では、1日8時間働いても、まともな生活を営むことはできません。私たちは、最低賃金を時給1,500円以上に引き上げることを求めます。改定金額の審問を再度行ってください。

2023年8月10日

東京労働局長
辻田 博 殿

東京地方最低賃金審議会の改定決定の意見への異議

東京土建一般労働組合墨田支部
執行委員長 藤川 善清
東京都墨田区東向島 2-11-13
電話 03-3614-3806
Fax 03-3614-3808

8月7日に東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して行なった「東京の最低賃金を41円引き上げ、10月1日から1113円とする」答申は以下の理由により容認できませんので異議を申し立てます。

41円の引き上げでは、きわめて深刻な事態となっている物価高騰を補えるかどうかもおぼつかない水準であり、実質賃金引き上げにはなりません。8月8日のNHKで報道されたように6月の実質賃金は前年同月比1.6%減となり、15か月連続で下がり続けています。酷暑の中で冷房代を節約するなど、生活に苦しむ多く労働者が、最低賃金の大幅引き上げを切実に求めています。都民の命と暮らしを守るために、最低賃金を大幅に引き上げてください。

改定金額の諮問を再度行ってください。

2023年8月10日

東京労働局長
辻田 博 殿

東京地方最低賃金審議会の改定決定の意見への異議

東京土建 一般労働組合府中国立支部
執行委員長 宮澤和也
東京都府中市晴見町 2-15-5
電話 042-363-6554
Fax 042-363-6847

8月7日に東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して行なった「東京の最低賃金を41円引き上げ、10月1日から1113円とする」答申は以下の理由により容認できませんので異議を申し立てます。

41円の引き上げでは、きわめて深刻な事態となっている物価高騰を補えるかどうかもおぼつかない水準であり、実質賃金引き上げにはなりません。8月8日のNHKで報道されたように6月の実質賃金は前年同月比1.6%減となり、15か月連続で下がり続けています。酷暑の中で冷房代を節約するなど、生活に苦しむ多く労働者が、最低賃金の大幅引き上げを切実に求めています。また、労働総研研究員の分析によれば、最低賃金の大幅引き上げは高い経済効果をもたらします。時給1500円未満の非正規労働者の最低賃金を1500円に引き上げた場合に必要な原資推定16.1兆円に対し、①消費需要12.3兆円拡大、②国内生産17.9兆円増加、③粗付加価値額(GDPにほぼ等しい)10.5兆円増加、④新規雇用106.6万人増加、⑤税収の2.01兆円増加(国・地方合計)との試算が出されています。最低賃金の大幅引き上げは、ゆくゆくは企業に利潤をもたらし、賃金の支払い能力向上につながる有益なものです。

また、我が国の最低賃金は、諸外国と比しても低水準です。アメリカではワシントン、カリフォルニア、ニューヨークなどの各州で時給2000円時代に入り、イギリス、フランス、ドイツなど欧州諸国では1400円台～1500円台、韓国、インド、インドネシアなどアジア諸国でも、この間大幅上昇を見せ、全国平均では韓国に追い抜かれました。最低賃金大幅引き上げは、世界の流れであり、日本だけが不可能な理由はありません。

上記の国内外の情勢を反映した改定金額を要望すると共に、再度の諮問をお願い致します。

東京労働局長 辻田 博 様

2023年 8月 12日

異議申し出書

東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して「東京の最低賃金を10月1日から41円引き上げて1113円に改正することが適当である」とする答申は到底容認できません。

実質賃金が14カ月連続してマイナスとなっている中、最賃近傍で就労する仲間からは「時給1500円以上は必要だ」と切実な声が多数寄せられています。

電気代など公共料金の相次ぐ値上げで、酷暑の中でも冷房代を節約し熱中症となる都民が続出しています。こうした情勢の下、最低賃金の大幅引上げはまさに命と暮らしに直結します。私たちは異議を申し立てるとともに再度審議を行ない、切実な実態に向き合い、最低賃金を大幅に引き上げることを強く求めます。

私たちの要望

1ヶ月間、人間らしく暮らせる賃金の保障をしてください。

最低賃金は、その目安です。現実をしっかりと直視して再度、審議を行うことを要求します。物価高騰の中、時給1500円以上でなければ暮らしは成り立ちません。

酷暑の中、冷房代を節約するためにエアコンは使わない。

トリプルワークをしなければ、家族を養えない。

この現実を変えなければいけません。最低賃金審議会のみなさんが私たちの要望を真摯に受けとめ、審議が再度行われることを切に願います。

(組合・団体名) 町田地区労働組合協議会

(代表者名) 議長 前田 秀人

(住所・TEL) 〒194-0032 町田市本町田918 町田教育会館内

東京労働局長 辻田 博 様

2023年 8月14日

異議申し出書

東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して「東京の最低賃金を10月1日から41円引き上げて1113円に改正することが適当である」とする答申は到底容認できません。

実質賃金が14カ月連続してマイナスとなっている中、最賃近傍で就労する仲間からは「時給1500円以上は必要だ」と切実な声が多数寄せられています。

電気代など公共料金の相次ぐ値上げで、酷暑の中でも冷房代を節約し熱中症となる都民が続出しています。こうした情勢の下、最低賃金の大幅引上げはまさに命と暮らしに直結します。私たちは異議を申し立てるとともに再度審議を行ない、切実な実態に向き合い、最低賃金を大幅に引き上げることを強く求めます。

私たちの要望

虎の門病院の非常勤職員は、低い賃金で働いています。

362人(7.5h) + 夜専看護師32人 + 短時間勤務40人 = 434人
中でも自カ手職は1120円(6年目以上でも1220円) 月168000円
(7.5h x 20日)

エアコン買えず、食料も充分に買えず働いています。病院は、
最賃ギリギリの設定なので、欠員募集をかけても、一向にきません。

「時給1500円以上必要」です。再度審議して下さい。命の問題です。

〒105-8470

東京都港区虎ノ門2-2-2

虎の門 病院内
地下2階

国共病組 虎の門病院支部

支部長 堀江 和琴

Tel. (03) 3585-7767
FAX " "

2023年8月14日

東京労働局長
辻田 博 殿

東京地方最低賃金審議会の改定決定の意見への異議

東京土建一般労働組合足立支部

執行委員長 波平 隆

東京都足立区梅島 1-2-20

電話 03-5845-5011

Fax03-5845-5014

8月7日に東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して行なった「東京の最低賃金を41円引き上げ、10月1日から1113円とする」答申は以下の理由により容認できませんので異議を申し立てます。

2019年に労働組合が行なった最低生計費調査では、東京で時給1600円以上が必要であるという結果が出されています。その後の物価高騰で、最低生計費はさらに上昇しています。1113円では到底まともな生活を営むことはできません。また、建設業で働く私どもの仲間は「建設資材の高騰」「燃料費の値上げ」等により仕事をする上でも大きな打撃を受けている状況です。

私たちは、最低賃金をただちに時給1500円以上に引き上げることを求めます。

改定金額の諮問を再度行ってください。